

大正バブル期の泡沫事業への擬制 “投資ファンド”とリスク管理

“印紙魔”三等郵便局長の「虚業家」ネット・ワークを中心に

小 川 功

はじめに

筆者はこれまで「貯金魔」¹⁾と称された高柳淳之助、「会社魔」²⁾と称された松島肇を「虚業家」の典型例として取り上げて来た。同様に鈴木商店の金子直吉もある方面からは「事業魔」とか「借金魔」³⁾などとも称されたが、これら大正末期から昭和初期にかけて、「魔」と呼びならわされた特異性が顕著な人物には他に「印紙魔」(T10 6.5東日)と称された津下精一も存在する。津下の官吏としての身分は単なる地方の三等郵便局長にすぎなかったが、「各種営利事業を企画し、之が資金に窮したる結果、収入印紙の融通を受け、之を売却し以て其資金に充て」⁴⁾たため司法当局から厳しく追及された。しかし本稿の関心は一千万円ともいわれる巨額の印紙を転売した行為の不当性の有無ではなく、無理な方法にもせよ一旦は“受託”した巨額の郵政資金を理解ある有力資本家⁵⁾を気取り、お大尽よろしくどのような方面に散布・散財したか、すな

1) 拙稿「“虚業家”高柳淳之助による似非・企業再生ファンドの挫折 ハイ・リスクの池上電気鉄道への大衆資金誘導システムを中心に」『滋賀大学経済学部研究年報』第11巻、平成16年12月、同「“虚業家”集団『高柳王国』の形成と崩壊 大衆資金のハイ・リスク分野への誘導と収奪」『彦根論叢』第351号、平成16年11月、参照

2) 拙著『“虚業家”による泡沫会社乱造・自己破綻と株主リスク 大正期“会社魔”松島肇の事例を中心に』滋賀大学経済学部研究叢書第42号、平成18年、参照

3) 昭和2年7月『実業の世界』24巻7号、p99、桂芳男『関西系総合商社の原像』啓文社、昭和62年、p287

4) 大正10年6月4日神戸地裁「予審決定書」

5) 大正9年津下が参謀格の中西牛郎(宗教書の著者)を伴って、「上海に乗り込んだ際の如き、日本の大資本家が来た」と云ふので、欲の深い支那人などが矢鱈に附纏うたが、津下

わち一種の擬制“投資ファンド”のファンド・マネジャーたる津下のリスク管理能力の有無の一点のみに存する。津下は世間から「印紙魔」などと呼ばれて悪者扱いされる一方で、「非常に仁侠のある好人物で、宝塚の聖人と呼ばれ」(T10.6.5東日)、「彼を知る者の悉くが彼を敬慕するの風があった」(T10.6.5神戸)、「一部の人は小岩下清周だとまで云ひ伝えて居た」(T10.6.5大朝号外)などと相当に好意的に報道される不思議な側面をも併せ有していた。

当該投資が刑事事件となり、彼の女婿が「其整理の任に当って目下往復の書面や証書で目下父の債権を取調べ中」(T10.6.5九州)であり、「担当弁護士祢津六也、木村静四両氏が精一宅に取残されてあった五千余通の往復文書を丹念に検べて、淀川の洪水敷事件並に台湾モルヒネ事件⁶⁾の真相を発見し、政友系の人物と薩摩系の策士等が結託して津下から多額の金を捲上げた事実を発表し」(T10.8.6大毎)、司法資料が広く各紙で詳細に報道されたため、“ベンチャー・キャピタル”的な津下の主宰したポートフォリオの相当部分は具体的な投資先・貸付先が判明することとなった。本稿⁷⁾では津下の主宰した一種の擬制投資ファンドの特異性と、その背景にある津下の人的ネットワークをごく一部の投資案件の紹介と併せて考察し、中国など海外を含む他の投資案件の個別解析等は今後段階的に進めていきたい。なお新聞雑誌・会社録等の頻出資料は略号⁸⁾で本文中に示すとともに、大正の元号は原則省略した。

、は例の円滑な社交振を發揮して巧に彼等を遇するので、これ等支那人間に於ける津下の人気は一時三井、大倉を凌ぐ程」(大毎号外)と中西の筆力もあってオーバーに報じられた。

6) 台湾モルヒネ事件とは津下「精一ヲ傀儡トセル権執印幸雄ハ星製菓会社ノ独占セル台湾粗製モルヒネ販売ノ権利ヲ配分獲得スヘク、精一二多額ノ運動費ヲ支出セシメ、先ツ岡山県知事香川輝ヲ手先ト為シ、古賀拓殖局長官ヲ動カシ、次テ下村台湾総務長官ニ迫リシモ、其ノ効果ナキヤ方策ヲ一転シテ之ヲ政治問題ト為シ…攻撃的質問ヲ為サシメ威嚇ノ裡ニ其ノ目的ヲ達セムトセリ」(『田中万逸代議士質問主意書』、p8)とされる事件。

7) 本稿は筆者のこれまでの極端なリスク愛好者・リスク・テーカーたる「虚業家」研究の一環をなすものであり、滋賀大学リスク研究センターの金融リスク等に関する共同研究プロジェクト成果の一部を構成する。リスク研究センターならびに共同研究者の有馬、二上両氏らの長年のご支援に謝意を表したい。

8) (新聞) 東日…東京日日新聞、読売…読売新聞、大毎…大阪毎日新聞、大朝…大阪朝日新聞、神戸…神戸新聞、又新…神戸又新日報、河北…河北新報、徳毎…徳島毎日新聞、九州…九州日報、福日…福岡日日新聞、佐賀…佐賀新聞、B…銀行通信録、法律…法律新聞、鉱業…日本鉱業新聞、内報…『帝国興信所内報』、各紙の号外はいずれもT10.6.5発行ノ

I . 津下精一の交遊範囲・人的ネットワーク

「東京方面では千葉県選出代議士小林勝民⁹⁾、戸水寛人¹⁰⁾、権執印幸雄¹¹⁾其他の諸氏の手を介して…明治公債¹²⁾株式会社其他に大金を出資し又は貸付け」(T10.6.5東日)るなど、津下の交遊範囲は「政友会系其他の政客と接近…就中戸水寛人、長谷場敦、肥田景之、小林勝民、古賀廉造、望月小太郎の諸氏とは可なり深い交際を続けてゐた」(T10.6.5東日)とされた。こうしたいわば札付きの政友会代議士等の政治家との交際に加え、「九鬼子爵…長谷場敦…等有爵者、知名の士と交際」(T10.6.5九州)、「丹波綾部の九鬼子爵を始め知名の士其他へ十数万円の貸金もある」(T10.6.5九州)など、津下は「良くない華族」(T10.6.5九州)等との緊密な交際ぶりも顕著であった。津下が「上流階級富豪への手蔓を求め居り、取り入るには如何なる手段方法をも選ばぬ遣手口」(T10.6.5又新)とされた背景としては生い立ちの反映なのか、華麗なる

- （会社録）要…『銀行会社要録』東京興信所、帝…『帝国銀行会社要録』帝国興信所、紳…『日本紳士録』交詢社、人…『人事興信録第五版』人事興信所、大正7年、衆…『大衆人事録』帝国人事通信社、昭和2年、昭和5年（第三版）、商…『商工信用録』東京興信所、帝信…『帝国信用録』帝国興信所、通覧…農商務省編『会社通覧』大正8年12月末現在 / (資料)事件…村山久雄『津下事件の裏面に伏在せる薩派及政友会一味の醜怪事実』大正10年、日進舎
- 9) 小林勝民(牛込区市谷八幡町/台北)は前代議士、台湾物産取締役、帝国炭硯林業監査役(要T10役下、p38)。小林と津下精一は交流があり「福島県橋川水電権力獲得のため、前代議士小林勝民に<5千円>出資」(T10.6.5福日)したほか、「前代議士小林勝民氏に説かれて出京した津下は京橋の某料亭で同社創立委員長戸水寛人氏外重役と会見」(T10.6.5大朝)し、亜細亜炭硯創立費に十万円を投資した。
- 10) 戸水寛人は亜細亜炭硯創立委員長、台湾証券交換所監査役(要T10 p170)、前掲著書「虚業家」による泡沫会社乱造・自己破綻と株主リスク』、p153~5参照
- 11) 権執印幸雄(東京市四谷区塩町/大阪市西区土佐堀南通三丁目)は鹿児島県川内出身(T10.7.21大毎)、浪花商会(土佐堀)経営者(T10.7.26大毎)、台湾証券交換所取締役(要T11役下、p55)、政友会代議士。田中万逸代議士によれば、津下を「傀儡トセル権執印幸雄」と表現され、津下に北鮮炭硯鉄道の案件も紹介した。(大毎号外)
- 12) 明治公債は大正2年6月設立された有価証券割賦販売業者(本誌362号拙稿参照)で、資本金20万円、払込5万円、本店麹町区有楽町1-4、「津下精一が買収を企てたもので、津下の長男東洋が社長の椅子を占て居」(T10.8.23大毎)たが、買収後間もない大正10年1月20日有価証券割賦販売法第16条1項の規定により、賦払金の収受ならびに新規割賦販売契約締結の停止を命じられ(T10.2.20B)10年7月18日からの大蔵省検査で350万円の欠損が発見され一時営業停止を命じられた。(T10.8.23大毎)

門地・門閥とりわけ有爵者等への憧憬，コンプレックスが人一倍強かったようにも感じられる。そこで津下の人的ネット・ワーク解明の準備としてまず代表的な九鬼隆治，長谷場敦の両名との緊密な交遊ぶりから見ておきたい

1. 子爵・九鬼隆治との交流

九鬼隆治(赤坂区溜池町/明石市上之丸)は旧丹波国綾部藩19,500石・初代藩主の九鬼隆季(九鬼水軍の大将・九鬼嘉隆の三男)の十一世，明治19年6月21日子爵九鬼隆備(10代)の長男に生れ，30年7月13日隆備が64歳で死去し，30年8月家督相続した。(人くp8)¹³帝国殖産取締役(帝T5職，p162)，大正7年「夫人の郷里である明石に移って」(大朝号外)，子爵，台湾証券交換所取締役のみ(要T10役中，p199)，帝国美術保存会会頭(紳T11中，p78)，帝国美術保存会会頭，皇道宣揚会会頭(衆三，クp1)などを兼ねた。

九鬼子爵は「貧乏の上に無鉄砲で，華族仲間でも相手にしてがない程の殿様」(大毎号外)との評もあり，津下を「屢々宝塚に…訪問し，其の都度分銅屋に宿をとり」(大毎号外)，津下を「頼りに殿様振りを發揮」(大毎号外)，「宝塚のひさの屋，ふんどう屋，福德屋等の料理店で遊興した費用三千円」(T10 6.5河北)を津下が「九鬼子に貢いだ」(大毎号外)と報じられた。「九鬼家代々の守護神」(T10 6.5又新)の『良の金神』を大本教の出口王仁三郎が執着し，「大本教へ良金神を九鬼家から請ひ受け，其代償として九鬼家のために十万円の世襲財産と丹波綾部に邸宅を建築して贈る」(T10 6.5又新)話がこじれているのを知った津下は，両者の争いの「間に割り込んだ」(T10 6.5又新)とされる。津下の知友・旧綾部藩士の原基雄は「旧主九鬼子が金に窮した結果，普代伝承の家宝を入質してみた事を知り…思案に余り知友…に相談した」(大毎号外)と語った通り，「九鬼家の家臣等と慇懃な所から今の境遇を耳にして，五年程以前(大正六年頃)東京にみた際，突然訪ねて来たのが知合いになった初め」(九鬼家の家人談T10 6.5神戸)とされる。津下は「同子爵が近年非常

13) 九鬼隆治子爵の姉直子(明治16年5月生れ)は「静岡の三崎」と呼ばれた駿府以来の第一流の素封家である静岡銀行頭取・二代目野崎彦左衛門夫人(人くp8)で，野崎は大正6年岡本米蔵(本誌357号の拙稿参照)が主唱した日米興業発起人の一人に名を連ねている。(T6 3 22読売)

な不遇にある事を聞き、大正五年頃東上した際その仮寓を訪問し、子爵の境遇を詳さに聞いてから一層同情し、大正六年頃から毎月の生活費を送金する事を約束した」(大朝号外)とされる。

九鬼は「大本教に不審を抱いて播州曾根高御位山に本殿を建て、『皇道宣揚会』なるものを組織してゐる」(大朝号外)、「新大本教を製造すべく大計画を進めてゐる」(大毎号外)など、「大本教との本家争ひをしてゐる」(T10 6 5 読売)とも報じられた。なお津下も東京オーナー商会主と思しき「近藤武育と謀り国体一念会なるものを設け...皇室中心主義宣伝のため...宝塚に明治神宮を建設すると称」(T10 7 24大毎)するなど、宗派や皇道には執着を見せた。

津下は「九鬼子の長持の底から発見」(大毎号外)された「九鬼子爵家の所謂『良の金神』の御神体を預り居り、皇道宣揚会なるものを起すために資金として貸付けたもので、事實は或は子爵が他日貴族院議員へ打って出て子爵議員たらうと明言したのを信じて、万一貴族院に籍を置く場合は之によって何事が目論みんと遠慮をこらして、毎月自分が生活費を送付して居った」(T10 6 5 読売)とされる。津下は単なる同情心のほかにも「将来事業を起した場合に名門の名を加へるための準備でもあった」(大朝号外)とされる。たとえば津下が贖物の書画を本物らしく見せる為、九鬼子爵の紹介により山岡「鉄舟翁の遺子山岡直記子に対して箱書をなさしめ」(T10 7 24大毎)するなど要人への接近に盛んに利用したという。また津下の出資した日本興信所¹⁴⁾は事件発覚後に「株式組織に改め、問題の九鬼隆治子爵を重役の一人に加へ」(大朝号外)た。

九鬼自身が津下と「自分は...親しくした、旧家臣並に交際した。九鬼家の宝物の一部が...氏の家に預けられてある」(T10 6 5又新)というように、「九鬼家になくってはならぬ祖先の宝物・九鬼宗隆の甲冑と片桐且元の連判状」(T10 6 5神戸)などを抵当同然に預かって自宅に誇らしげに飾り、津下は「九鬼子

14) 日本興信所は共同銀行神戸支店が閉鎖した際、失職した行員の小関政之輔(津下の知己)を救済する意図で、「津下の奔走によって日本興信所神戸支店を引受け」(大毎号外)、大正7年「神戸に日本興信所を設け」(T10 6 5東日)、小関を支部長に、西田卯太郎(津下の債務者)を会計担当に据え、日本興信所に「関西の大成金として津下精一を内外各地に紹介させ」(大毎号外)ていた。

を自分の親戚であると称して、自分の門地を飾る箔に使ってみた」(大毎号外)など、九鬼の爵位や姻戚関係を自己の権威付けに利用したものと見られる。

2. 政友会代議士長谷場敦との交遊関係

長谷場敦(渋谷町下渋谷)は明治11年3月29日鹿児島県土族児玉久清の次男に生れ、38年12月長谷場純孝¹⁵⁾の養子となり、早稲田大学に学び、明治39年三井物産入社、明治45年南薩鉄道創立時に支配人、東京文房具製造代表取締役社長、帝国調帯専務(人は、p92)、東京府第13区選出代議士、所得税227円(紳T11、p1)、東京文房具製造代表取締役社長、帝国調帯取締役¹⁶⁾、帝国調帯取締役(要T9役上、p58)、日本製布取締役(帝T11職、p47)、東洋製糖新200、東京瓦斯新200、宝田石油220、計620株主¹⁷⁾、帝国調帯専務、日本製布取締役(要T11役上、p57)、大日本チタニウム監査役、皇国銀行取締役(T10.6.24内報)など「札付き」とも思しき問題企業の役員を兼ねるほか、鹿児島県で中山嘉平らと水力電気・開墾事業を進行中であった。(T10.6.24内報)

津下は長谷場が「朝鮮で総督府から金鉱を三百万円で払下を受け」(T10.9.10法律)、「近年稀有の一大富鉱」(事件p1)と吹聴され、「大正九年十二月及十年一月の二回に三万円を貸付け、改めて七千円をも貸与」(T10.6.5読売)した。長谷場は朝鮮咸吉金山、長野県の金山等貧鉱に20万円を投資したものの、「採掘意の如くならず、後者は目下休山の姿」(T10.6.24内報)であった。また取締役を兼ねていた皇国銀行は大正10年5月高柳系統の恒産銀行が改称したものであるが、昭和3年7月27日営業免許取消、昭和3年7月27日銀行法23条、27条により解散した¹⁸⁾。また監査役を兼ねていた大日本チタニウムも、「確實二年十割以上ノ配当可能タル」(T10.8.5大毎 高井株式会社店広告)として三流現物商が盛んに推奨するいかがわしい銘柄であった¹⁹⁾。

15) 長谷場純孝は安政元年生れ、西郷軍に参加し投獄、改進黨に入党、明治23年代議士初当選、33年内務省官房長、41年衆議院議長、44年文部大臣、政友会領袖・総務委員(『実業家人名辞典』明治44年、ハp42)

16) 『大日本重役大観』大正7年、p10

17) 『大正九年版全国株主要覧』東洋経済新報社、上p212

18) 『本邦銀行変遷史』銀行図書館、平成10年、p248。本誌351号の拙稿参照

19) 大日本チタニウムは佐分利博士、江藤博士(日本製鋼所)、松尾久男(取締役、上毛モノ

長谷場「氏は実業界に雄飛せんとする志望あるに乘じ、所謂世の我利々々連が種々なる方面より接近して担ぎ上げ...之が為め窮地に陥り」(T10 6 24内報)、その信用状態は「養豚会社其他のため蒙むりたる損害少なからざるが如く、氏の名義に依る約手は一時十万円以上と註せられ...氏が負債のため訴訟を提起せられ...資金の固定も少なからず」(T10 6 24内報)と報じられ、義父の跡を継ぐべく、「衆議院議員選挙運動に多大の金を消費したる結果、昨年十二月津下に借用証書を入れて金三万円を借受」(T10 6 5河北)けざるを得なかった。津下は「純敬^{ママ}氏が売り口を求めつつあった先祖伝来の掛け軸の売却を引受け、急場の入用として六百円を貸与し」(T10 6 5又新)た。名家を吹聴した長谷場から家宝、系図等を質物として預かった津下は「『君は立派に華族になる資格がある。一つ私が運動してあげやう』と云って彼を宝塚へ連れて来た」(大毎号外)という。津下の華族選好²⁰がここにも窺える。この結果、長谷場は「現に宝塚に於て津下の厄介になってゐる」(T10 6 5東日)、「宝塚四軒屋に神道教を宣伝してゐる」(T10 6 5又新)とされる。すなわち「九鬼子爵の新大本教と団体別首の怪しげな信仰を鼓吹してゐる。神仏耶三教を混淆した雑炊教で、大本教類似的の『お筆先』もあれば水供養と云ふ怪行事もある」(大毎号外)という。

長谷場自身は「僕は津下と知り合になってから宝塚に住居するやう勧められ...転住した...頻に大臣や各方面への紹介を依頼²¹⁾されるので、二三大臣にも

スリン専務)、渡辺藤吉(長岡、宝田石油専務ほか)らの発起により、大正10年4月京橋区明石町34にチタニウム精練を目的に設立され(要 T10, p156)、同僚の大日本チタニウム監査役は虚業性が疑われる中須養三(生保内軌道を建設中の拓殖水電興業、東京浴場炭砒各取締役)であった。(『日本鉱業名鑑』大正13年, p49)

20) 九鬼、長谷場の外にも姻戚者に有爵者が多い津守国栄(大阪府東成郡住吉村)は男爵、神官(紳 T11, p142)、住吉神社宮司、明治15年8月9日伯爵清閑寺経房の弟に生れ、世々住吉神社神職の先代津守国美の養子となり、明治35年家督相続した。(人つ p8)津守は津下から「手形にて五千元を...借り受けて居るが...平素往復して親交又浅くない」(T10 6 5河北)として津下との親交を認めている。津下はまた「比企男爵の落胤だとか云って若い美人を連れて」(T10 6 5神戸)、九鬼邸を訪問したという。よほど有爵者に固執していたようである。

21) 横田千之助実弟の横田稔は「昨年末津下が...芝紅葉館に宴会を催した際、長谷場代議士並に<横田>稔氏等は出席した」(T10 6 5東日)と証言した。

紹介したが、其後余り津下と交際をしない方が宜からうとの忠告もあったので、以後は止めて了った...今日では甚だ迷惑」(T10.6.5又新)と、以前の無心の書簡では「尊台の仁慈高德」(事件巻頭)と崇めていた津下を見限った。事件後「敦氏の亡父純孝氏と床次内相、野田通相とは政友会に於ける密接なる関係上、支払命令を受けた時には両相が何とか弁済の労を執るるならん」(T10.6.5河北)と噂された。長谷場の大正末期の対物信用は負債、対人信用は薄、年商未詳、盛衰は衰(帝信 T14, p34)という状態であった。

Ⅱ．投融資先の具体的実例

津下は上記のような「政治家、実業家あらゆる知名の士と交際し、大正七年頃から国民一般が事業熱に浮かされた時代に盛んに如何はしい濫造会社の黒幕に加はって活動し、全国各地、上海大連方面迄も其魔手を延ばし、一例としては幽霊株を発行して問題を惹起した亜細亜炭硯株式会社²²⁾にも表面発起人の名目中に加はって資金を投じ、裏面では悪事を働いた」(T10.6.5福日)と報じられた。不正の「二百余万円中二十数万円を悴某に与へ、其他は自分が関係せる東京大阪神戸等の諸会社に投資」(T10.6.5佐賀)したとされた。ここでは少なくとも80件余は存在した津下の投融資案件の中から関与度の高い会社形態の投資先1社と、非法人形態の共同事業1件を具体例として取り上げる。

1. 帝国炭硯林業

帝国炭硯林業は大正9年9月工学博士細木松之介²³⁾、法学博士戸水寛人、

22) 亜細亜炭硯は戸水寛人が創立委員長となり、「有望なる鉱区を擁しながら経営困難に陥れる幾多の炭業会社を買収する外、筑豊方面及び支那に於て石炭採掘事業を営まん」(T8.9.30内報)と高率の配当を謳い「世界的公募に依り一大炭硯会社を組織すと称し、極めて誇大なる印刷物を配付」(T8.9.20内報)した。津下は発起人に加わり、「同社創立開業の上は関西方面に於ける同社発掘の石炭その他鉱産品の特約代理店たること」(T10.6.5大朝)を条件に創立費十万円を投資し、長男を取締役に就任させた。しかし株主から「株券を送付しないのみか、創立当初から詐欺を目的とし、他人名義の鉱区を自己の所有の如く、或は全然ないものをおる如く装ひ、全く詐欺横領された」(T12.1.25法律)と訴えられるなど、全くの幽霊会社であった。同社の虚業性は明治公債ともども別途詳述したい。

23) 細木松之介(京都市上京区下鴨松原町)は明治42年京大教授を辞し実業界に入り、宝来温泉土地建物取締役(『財界人物選集』昭和4年、ほ p13)、岡山組(大阪市西区、土木建築請負)社長、日本陶料(京都)各取締役(要 T10、役上、p128)、工学博士(T9.9.10鉱

田村範文²⁴⁾、山田楨蔵ら数十名の発起で、資本金600万円で目論見中で、山田楨蔵の所有する北海道天塩の苫前炭坑の鉱区を75万円で買収するとともに、御料林の払い下げを受けて林業を兼営する計画であった。(T9 9 .10鉱業)

帝国炭硯林業は9年10月資本金75万円、総株数3万株で麹町区内幸町1 6に設立された。津下は創立に際して前代議士の「小林勝民から勧誘を受け二十五円株一万株引受け...長男...を同社の社長とした」(T10 6 5福日)とされる。「会社魔」松島肇は「戸水寛人の如きイカモノ学者を看板に使い、自分は黒幕になって盛に幽霊会社を作...て居る」(T12 8 24徳毎)とされ、田村も日下温泉土地、帝国毛織紡績各取締役、日洋土地興業監査役を兼ねた配下と見られ、設立にも松島あたりが裏面で糸を引いていた可能性があろう。しかし津下が33%を引受けた結果、零細株主への募集が減り、松島肇系企業で続発した株主訴訟は見られなかったようである。

小林は朝野新聞、静岡民友、国民新聞、台湾民報等の記者を経て「其後台湾に渡航し弁護士となり、傍ら...台湾日報を経営す。弁論に長じ演説は其最も得意とする処」²⁵⁾とされた手八丁口八丁の政治家であった。津下の投資先中、小林の関与が判明したのは帝国炭硯林業のほかに、小林自身が経営する対州金鉱(7年3月~10年1月7千円を数回に出資)、同じく福島県の橋川水力電気(9年8月~10年1月6千円出資)、「小林の勧誘にて長崎県壱岐郡若宮炭硯事業に二千五百円...投資」(大朝)、小林自身に1.5千円貸金、「小林の勧誘にて...台湾悟樓港土地払下に一千円を投資(大朝号外)、明治公債(注12)参照)など少なくとも数件もあり、野心満々の津下を次々と儲け話に誘い

業)

24) 田村範文(赤坂区伝馬町)は、松島肇自身の説明によれば「田村範文...を救助する傍ら、毛織業の有望を予想して会社創立を計画し、之が広告を發表した」(T10 .12 .13法律)帝国毛織紡績取締役で松島肇側の名義株主(五十万円)(T10 .12 .13法律)、大日本木炭発起人(T8 .12 3内報)、大正12年土木請負開業、対物信用は負債、対人信用は最薄、年商未詳、盛衰は衰。(帝信T14, p221)松島肇の友人である田村範文が大正8年12月松島肇系統の鈴木久次郎、伊藤忍、徳永斌、福井甚三らと発起人となった大日本木炭は「発起人の顔触に見て稍物足らざる感」(T8 .12 3内報)であると評された。帝国炭硯林業も大日本木炭の同一線上にあるものと考えられる。

25) 『房総人名辞書』明治42年、千葉毎日新聞社、p400

込むなど、小林の得意の弁舌をもってすれば造作もなかったものと想像される。

大正10年4月6日取締役の鈴木新兵衛²⁶⁾、市瀬浩次²⁷⁾、伊東吉太郎(牛込区市谷町)、中島寛一郎(四谷区三光町)、伊藤庸策(赤坂区仲之町、国際印刷代表取締役)と監査役小林勝民(前出)、宮崎善八は辞任(T10.6.17内報)、同日取締役には津下の弁護士・北村政敬²⁸⁾、竹川峰太郎²⁹⁾、監査役には同姓の竹川昌信がそれぞれ就任した。(T10.6.17内報)その後津下は「倅東洋を社長としたが、未だ事業を開始するに至らず」(T10.6.5河北)とされた。

2. 大阪新淀川流域利用開拓事業

この計画の概要は「政友会所属代議士植場平³⁰⁾君ヲ始メトシ、三谷軌秀、寺田市正³¹⁾、権執印幸雄及政友会所属ノ大阪府会議員数名等八新淀川河川敷地ヲ占有シテ是ニ三角藪³²⁾ヲ栽培シ、製蕈原料ヲ得ヘク³³⁾、権執印幸雄を出願人惣代とし津下、植場平、三谷軌秀、寺田市正、長谷場敦らの代議士、瀬川卯三郎(三郷村)、磯村弥右衛門(大冠村、高槻銀行取締役)、川端信次郎³⁴⁾、

26) 鈴木新兵衛(北豊島郡西栗鴨町字向原)は明治公債監査役、大久炭砒取締役、豊国電球監査役(要T10、役下p323)、大正9年開業の旅館料理(帝信T14、p398)か。類似の大久保炭砒は大正9年6月2000万円で東京に設立、社長山本馨一

27) 市瀬浩次(栗鴨町)は帝国炭砒林業取締役、伊藤庸策の国際印刷監査役(要T10、役下p37)、明治公債取締役

28) 北村政敬(本郷区駒込林町)、津下の「代人タル」(『田中万逸代議士質問主意書』、p15)、「同郷の顧問弁護士」(大毎号外)で訳あり女性を預けた「東京の知合」(T10.6.5福日)、大正肥料取締役(帝T5職p253)、台湾証券交換所取締役(要T10、役下p178)

29) 竹川峰太郎(麹町区飯田町)は津下の融資先の日墨産業社長、山梨県出身、「永年米国ロスアンゼルス市に居住」(T9.8.21内報)し、メキシコのシナロアの荒地を開墾・分譲するなど岡本米蔵の同類。帝国炭砒林業監査役のみ(帝T11職、p253)。竹川昌信(麹町区土手三番町)は竹川峰太郎の関係者か

30) 植場平(麻布区本村/大阪府三島郡大冠村)は安政2年3月2日香川県に生れ、大阪府警部補を辞して郡連合会議員、大正3年本出保太郎、草鹿甲子太郎らと「神崎川廢川敷地の払下を受け、河川に改修して土地の経営を為し、並に輕便鉄道法に由」(大正3年5月15日『電気之友』)る北大阪電鉄土地を設立、摂城電気軌道発起人、大阪府会議員として「淀川改良工事請願等に努力」(『実業家人名辞典』明治44年、ウp6)、高槻町長、大冠村長、磯村弥右衛門とともに高槻銀行取締役、大阪府第七区選出、政友本党所属代議士、当選8回(『衆議院要覧』大正13年6月、p122)、大正10年時点では政友会支部長(T10.8.3大毎)、高槻銀行監査役(T10.7.22大毎)

31) 寺田市正(牛込区矢来町)は明治9年4月薩摩郡東水引村に生まれ、明治大学法科卒、時事新報記者、自由通信社社長、鹿児島県第五区選出、政友本党所属代議士(『衆議院要覧』大正13年6月、p175)、「床次内相の昵近者」(T10.7.21大毎)

木下重次郎³⁵らの府会議員などに小倉幸³⁶、村上堅³⁷、寺西円治郎³⁸ら「大阪府下に於ける多数の有力者や名望家」(T10.7.21大毎)33名が「淀川沿岸の貸下を出願して、大仕掛に三角蘭を栽培し、鹿児島出身の人々の手で畳表製造の会社を起さん」(大毎号外)として、8年5月2日付で林大阪府知事宛に「淀川治水に貢献し、併せて沿岸農村の一大副業たらしめんと企画し...該洪水敷地の貸下を願」(T10.8.18大毎)い出た。川端は北大阪電気鉄道監査役等を兼ねるなど、淀川洪水敷占用を出願した地元関係者はいずれも北摂方面の有力者で、「寺西円治郎氏を除く出願者の大部分が政友会系の人物」(T10.7.21大毎)であった。府会「議員の或者は私利のために津下精一、権執印幸雄等と計って...出願をなし...第四師団法宜部理事で、次いで山陰地方の某県警察部長の職にあった某氏の紹介で寺田、権執印等は植場、奥西代議士は元より、政府関係者に取り入り」(T10.8.18大毎)、8年9月内相に試作地を視察させるなど「百方運動ノ結果、先ツ堀田土木局長ヲ動カシ、更ニ床次内相ニ迫リテ高压的二内務大臣ノ命ニ俟ツノ方策ニ出テ」³⁹、ついに9年12月28日付で無料で占有を許可され、10年「四月起工し、土砂の浚渫売買と三角蘭の栽培をなすべき計画あり」(T10.6.24内報)と報じられた。

当計画の発端は三角蘭の本場の川内地方出身の権執印幸雄が大正4年夏大阪

32)「蘭」は湿地に自生するイグサ科の多年草で、細長く、約一メートルになる茎を畳表や蓆の原料にする。

33) 39) 41) 42) 43) 44) 大正11年2月27日『田中万逸代議士質問主意書』、p9、国立公文書館所蔵

34) 川端信次郎(吹田町)は明治6年5月生れ、公吏、摂池銀行取締役、北大阪電気鉄道、商工信託、吹田製紙各監査役(要T11役上、p193)、吹田町長、淀川右岸水防組合副議長、京阪土地監査役、浪花瓦斯相談役(『財界人物選集』昭和4年、かp27)

35) 木下重次郎(豊崎町本庄)は貸家業、対物信用は50~70万、対人信用は普通、年商5~7万、盛衰は常態(帝信T14、p245)、所得税782円(紳T11、p278)

36) 小倉幸(大阪府東成郡天王寺村)は福井県三国炭砒区買収のため9年12月3千円の津下出資先、福島県下の炭砒事業拡張に3千円出資先

37) 村上堅(大阪市西区土佐堀通)と酷似の村上賢(岡山県人)ほか数名に津下は8年9月2.5万円貸付

38) 寺西円治郎(東成郡城北村荒生)は非政友会系の府会議員、城北村長、農業、対物信用は40~50万、対人信用は厚、年商未詳、盛衰は常態(帝信T14、p221)、所得税461、営業税219円(紳T11、p249)

府に淀川洪水敷占用を出願したことに由来する。(T10.7.21大毎)しかしそれより前に植場平代議士らが発起した北大阪電気鉄道の前身・北大阪電鉄土地でも「神崎川廃川敷地の払下を受け、河川に改修して土地の経営を為し、並に軽便鉄道法に由⁴⁰⁾る構想であり、河川敷地払下を画策した政治家は権執印以前にも多数存在したものと思われる。出願代議士のうち権執印と寺田市正は「星製薬会社が独占して居る台湾のモルヒネ一手払下に対する津下の割込運動」(T10.7.26大毎)でも津下「精一の参謀役」(事件 p11)として「主として活動して居る」(T10.7.26大毎)とされた仲でもあった。また長谷場代議士も同郷の権執印から淀川開拓の話聞いて出願者の一人に名を連ねるとともに、親しい津下を権執印に格好のパトロンとして紹介した。(T10.7.21大毎)

権執印は長谷場から紹介された津下に「新淀川阪神電車鉄橋以南を借受けて、三角藪を植付けると云ふ淀川事業」(T10.6.5東日)は「年々二百万円の収益を挙げる国家的の大事業だ」(T10.7.21大毎)、「成功の暁は関係者は一人当、年々一万七千円の収益がある」(T10.11.22大毎)などとその革新性・有望性を強調した。「発起人に対しては成功の暁、百分の二十を功勞株として贈与する」(T10.7.21大毎)などと「有利な事を諄々として説いたので、よき事業御参なれと津下はスッカリ惚れ込み」(T10.7.21大毎)、「其ノ純益一箇年三百三十八万円、敷地土砂ノ売却利益百万円ニ上ルヘシトテ巧ニ精一ヲ説キ、九万円余ノ運動費ヲ提供セシメ⁴¹⁾た。大正6年から10年2月に津下は「権執印幸雄と共同し新淀川流域利用開拓事業費に」(大朝号外)約10万円を投資した。津下は「淀川流域利用事業に...うまうまと引懸り、約九万円を投じたが全然失敗に終わったので、これが回復を図らんため焦慮した」(大朝号外)とされた。

この計画は完全な政友会主導のため、政敵の「憲政派が昨年の府会に於る木津川問題の腹癒せに今期府会では此問題を提げて政友会に当らんと目下材料の蒐集中」(T10.8.3大毎)と報じられ、現に衆議院の田中万逸代議士は「曲事ヲ敢行セル政友会一味ノ行動」⁴²⁾であり、こうした「情実因縁ニ依リ無料貸与

40) 大正3年5月15日『電気之友』

セシ...治水政策ノ一大失錯⁴³⁾であるとの質問を行った。これに対する政府答弁は「新淀川河川敷地ノ占用八河川法第十八条ノ規定ニ依リ大阪府知事ニ於テ許可シタルモノニシテ...土木局長ハ關与シタルコトナシ⁴⁴⁾」というものであった。政府側の打消しにもかかわらず、前任の「田中前大阪府土木課長が権執印と同郷の鹿児島出身」(T10.7.21大毎)であるなど、「本件の登場人物が鹿児島系の人物が多い事」(T10.7.21大毎)が疑惑と報道され、当該案件は一種の疑獄事件の様相を呈して、関係者はいずれも必死で対応に終わった。まず9年12月28日付で無料で占用を許可した池松知事は大毎記者に対して「あの問題は私の着任前からの事で、岡崎君(内務省土木出張所長)も差支ないといふ意見であり、府の方でも同感であったので許可したもので...権執印幸雄と植場代議士は何れも一度づつ私を訪ねて至急許可して呉れる様との懇請はあった」(T10.7.22大毎)と答えた。大阪府勝又土木課長も「本問題の内容は私の赴任前に高等政策として運ばれたことで、着任した時は既に処分済となつてゐた問題であるから私は此内容を知らない」(T10.7.22大毎)と逃げた。

池松知事は大阪府会でも藤阪寅次郎府会議員の質問に対して「此問題は決して中央政府と嘗て交渉を重ねた事はなく、凡て内務省大阪土木出張所と交渉して事を取図つたのである。...一体空地の利用は内務省でも種々考慮して居る処であるから、府でも許可の精神を此処に置き出水期迄に刈取るものであるならば別に差支へも生じないだらうと思つて許可した」(T10.8.18大毎)と苦しい答弁を繰り返している。また植場は10年8月1日高槻の三忠亭での関係議員の会合で、「津下より出でた二万五千円の運動費は東京方面の発起人より之れを返還し、今後の事業資金は大阪の某氏より投資を仰いで事業を継続する積だ」(T10.8.3大毎)と挨拶した。権執印も阪神淀川停留場下車、晒粉会社下約二丁に位置する稗島渡船場際に天幕を張つて、試作地の蘭草を刈り取つて、乾燥までの諸作業を見学させるなど計画の虚業性を否定する作戦をとるとともに大阪毎日に以下の「謹告」を出した。「去る大正八年より三角蘭栽培試作を為す事茲に三年、此間種々の研究を重ね、之れが成績は既に世間周知の事たりと雖、三角蘭を知らざる人々は、該洪水敷地貸下に藉口し何等か我利的企てあらんか

の如く誤解し、兎角の世評を為すに至り、我等企業者の迷惑不勤候に付ては目下幸ひ鹿兒島より熟練なる農夫多数を呼び寄せ、試作地の藺草刈り取りより乾燥迄諸作業を為さしめ居り候に付、同志の土は実地御検分の上、藺草の成育状態より治水上の関係及家庭副業としての適否等御研究を重ねさせられ、何分の御批判を仰ぐと同時に将来の御後援を乞度、此段謹告候也」(T10 8 .18大毎)

むすびにかえて

津下の関与した帝国炭礦林業は山師保有の鉱区を高値で買収して立ち往生、淀川開拓は公有地の不当貸下問題を惹起するなど、「同情の至に不堪」(事件巻頭)とされた明治公債の末路と同様いずれも散々な目に遭った。一般的な資産家のポートフォリオと精緻に比較する検証作業を今後とも継続する必要があるが、少なくとも現時点で津下の投資スタンスの特異性を指摘することは可能であろう。すなわち津下は8年4月「各種事業ノ起業引受」(要T9, p74)などを目的とする資本金15万円の合資会社津下商店を設立して、「盛んに如何はしい濫造会社の黒幕に加はって活動」(T10 6 5福日)し、「内地は勿論、上海、香港、山東、朝鮮等に於ける有利な企業とさへ云へば、片端から之に投資すると云ふ風」(大毎号外)で、「所謂一獲千金の事業のみに手を出し」(T10 6 5読売)たとされる。5年の主要会社500株以上の株主を名寄せした『大正六年版全国株主要覧』⁴⁵⁾、8年の主要会社50株以上株主の『大正九年版』⁴⁶⁾には津下はともに該当なく、上場しているような主要会社への長期投資にはほとんど関心を寄せていなかったことがうかがえる。

報道各紙による津下の評価は、「非常の野心家で会社、炭砒、土地開墾等の事業に莫大の資金を投じて居ったが、之等の会社とか事業とかの大部分は何れも未成に終って居る」(T10 6 5河北)、津下の「性格として濡れ手で粟を掴むやうな事業でないと投資せぬ関係からか、其多くは創業費を投じてゐるのみで、実現してゐる事業は殆どない」(大毎号外)と報じられ、現に当局が行った自

45) 『大正六年版全国株主要覧』大正6年、東洋経済新報社

46) 『大正九年版全国株主要覧』大正9年、東洋経済新報社

宅の家宅捜査でも「発見したのは僅な有価証券と…関係してゐる会社の無価値に近い株券位なもの」(T10 6 5大朝)であったという。

津下の投資行動を総括すると、会社設立の職業的プロモーター集団の重要な一員に参画して、ハイリスク・ハイリターン型を標榜して、事業のごく初期、創業段階のみに着目し、一回の投資金額を抑制して分散投資を心掛け、

投資する地域も居住地近辺にはこだわらず、ハイリターンが見込めそうな東北等の遠隔地、海外、植民地等にも拡大したが、「実現してゐる事業は殆どない」という、未だに投資成果があがっていない先鋭的なベンチャー・キャピタルのような存在であったように感じられる。津下が一部から「小岩下清周」⁴⁷⁾と評された理由も、ベンチャー・キャピタルの祖とも称される岩下清周の生き方を彷彿させる一面をも有していたためでもあろうか。津下自身も成果がまだまだと自覚していたことは、彼が逮捕された時「もう二三年発覚せざりしならば、自分は関西財界の主となつたであらうに…残念だ！」(大朝号外)と叫び、護送途中「幾度となく切齒扼腕して口癖のやうに『恰度川口で汽船が破損沈没したやうなものだ…残念だ、残念だ…』と頻りに残念がり」(大朝号外)、「今捕はれては総て計画が水泡に帰する。今少し私は時日を借して下さつたなら、立派な大事業に企てて見せたのにと頻りに口惜しがって居た」(T10 6 5佐賀)とされることから明らかである。

最後に津下の性格に関して「其内情を知悉せる」(事件 p1) 女婿の証言を引用したい。「義父が余り種々の事業に手を出すので、私も再三之に反対し、無法な投資を諫めましたのですが、良くない華族や野心家の代議士等と交際を深くしてからと云ふものは、段々鉱山や見込の無い会社の設立や幽霊会社に出資して漸次深味に沈み、不正の行為に陥つたらしいのです。…義父は万事締め

47)「会社魔」松島肇も「自ら第二の岩下清周を以て任じてゐた」[大阪今日新聞「松島肇栄華物語 上下」(T13.12.21 22徳毎転載)]とされるなど、「会社魔」「印紙魔」などと呼ばれる人物にとって、北浜銀行頭取・岩下清周という人物はどうやらメンタルな面で近親関係にある特別の存在であったように思われる。岩下清周の資質に関しては拙稿「『企業家』と『虚業家』の境界 岩下清周のリスク選好度を例として」『彦根論叢』第342号、平成15年6月、参照

くくりがない方なので、其結果遂に斯う云ふ事になった者だらうと思ひます。...義父は非常に人の苦境に同情する性質で、各地多方面に互り証書契約書を取らずに口約束で貸与した額も多大に上るやうで...意外の辺に貸金があるらしい」(T10 6 5九州)と悔やんでいる。女婿の言葉にある「万事締めくくりがない方」というのが、津下の一連の行動パターンを読み解くキーワードであると思われる。筆者は「虚業家」に共通する性向は「リスク・マネジメント」の顕著な欠落傾向ではないかと考えて来たが、津下もまさしく該当する。

読売による彼の評価は、「狡智に長け、巧に名門に取入り、所謂一獲千金の事業のみに手を出し公職を利用して事業失敗の穴埋金に窮しては犯罪を重ねて来た」「希代の大山師」(T10 6 5読売)と酷評している。しかし見方によっては彼を「カモ」と見做して言葉巧みに一獲千金の事業に誘い込んだ「良くない華族や野心家の代議士」(T10 6 5九州)連中の方がよほど狡智に長けた山師であり、彼はむしろ受身的・被害者的な色彩が濃厚ではなかったかとさえ思われる。彼に献上された「塚塚の聖人」(T10 6 5東日)という尊称は、山師連中の甘言に幻惑され、大正バブル期に簇生した泡沫会社群に次々に大金を投じて身上を潰したお大尽という揶揄的表現ではなからうか。

結局、本稿で取り上げた事例の今日的意義はリスク管理能力の欠落した小資産家が陥った最悪の投資パターンを予審・公判や減刑目的での弁護活動等を通じて司法資料として赤裸々に世間に公示したことにある。普通はこうした泡沫会社への投資の失敗例は投資主体の不明を露呈するが故に、当事者からは秘して語られず秘匿されたまま闇に葬られるべき運命にある。しかも「鉾山や見込の無い会社の設立や幽霊会社」(T10 6 5九州)への投資件数が無慮百件にもなんなんとする史上最低級のポートフォリオの全容が、勧誘・教唆した人物名とともに開示された希有な例ではなからうか。政敵筋の追求等によって、「津下精一を圍繞したる不正の徒」(事件 p2)として、ほんの一部姿を垣間見せた「虚業家」同士の重層的・複雑系ネット・ワークの本格的な解明が今後の課題である。